

静岡県中小企業等応援金交付要綱

第1 趣旨

知事は、令和3年8月8日以降に適用されたまん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う、飲食店への休業・営業時間短縮要請及び終日酒類の提供停止要請並びに不要不急の外出自粛等（以下「要請等」という。）の影響を受けた県内中小企業等の事業継続を支援するため、売上が減少した中小企業等に対し、予算の範囲内において応援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「中小法人等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 資本金又は出資の総額（以下「資本金等」という）10億円未満の法人
 - イ 資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人
- (2) この要綱において「個人事業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者
 - イ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者
- (3) この要綱において「酒類販売事業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 申請時点において有効な酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許を受けている者
 - イ 申請時点において有効な酒税法（昭和15年法律第35号）第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者
- (4) この要綱において「まん延防止等重点措置」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。
- (5) この要綱において「緊急事態措置」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。
- (6) この要綱において「協力金」とは、静岡県が実施する「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」（令和3年8月以降に実施されたまん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う飲食店、大規模施設及びテナント等の時短営業等に対する協力金）をいう。
- (7) この要綱において「月次支援金」とは、国が実施するまん延防止等重点措置又は緊急事態措置の影響緩和に係る月次支援金をいう。
- (8) この要綱において「一般枠」とは、応援金のうち、中小法人等及び個人事業者等への「月次支援金」の売上減少要件の緩和を実施するものをいう。
- (9) この要綱において「酒類事業者枠」とは、応援金のうち、酒類販売事業者等への「月次支援金」の売上減少要件の緩和及び支給額の上乗せを実施するものをいう。
- (10) この要綱において「対象月」とは、静岡県内に国のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置が発令された月をいう。
- (11) この要綱において「比較月」とは、令和元年又は令和2年における対象月と同月であって、応援金の交付の申請を行う者が選択した月をいう。

第3 交付対象

(1) 交付対象となる事業者は、静岡県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等又は個人事業者等であって、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するものとする。

ア 一般枠 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(7) 対象月に国の月次支援金及び他都道府県における同様の一時金等の申請（受給）を行っていないこと、かつ協力金又は酒類事業者枠の交付を受ける条件を満たす事業者ではないこと。

(8) 令和3年3月31日以前から事業による売上を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。

(9) 対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少していること。また、対象月及び前年又は前々年の同月の月間売上については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から支給された支援金、給付金等の現金給付を除いて算出するものとする。

(10) 申請者は、令和3年3月31日時点において、次のいずれかを満たす者であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

a 中小法人等であること。なお、基本金を有する法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「基本金の額」と、一般財団法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。

b 個人事業者等であること。

イ 酒類事業者枠 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(7) 対象月に他都道府県における同様の一時金等の申請（受給）を行っていないこと、かつ協力金又は一般枠の交付を受けた事業者ではないこと。

(8) 令和3年3月31日以前から事業による売上を得ており、今後も事業を継続する意思が認められること。

(9) 対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で30パーセント以上減少していること又は、対象月及び対象月の前月の月間売上が、連続して15パーセント以上減少していること。なお、対象月及び前年又は前々年の同月の月間売上については、新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から支給された支援金、給付金等の現金給付を除いて算出するものとする。

(10) 申請者は、令和3年3月31日時点において、酒類販売事業者等であり、次のいずれかを満たす者であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

a 中小法人等であること。なお、基本金を有する法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「基本金の額」と、一般財団法人については、「資本金の額又は出資の総額」を「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えるものとする。

b 個人事業者等であること。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は交付対象には該当しないものとする。

ア 国及び法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する

- 「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ウ 政治団体
- エ 宗教上の組織若しくは団体
- オ 暴力団排除条例(平成 23 年静岡県条例第 25 号)に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- カ 上記に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者

第 4 交付額

- (1) 交付額は、次の区分に応じ、それぞれ次表のとおり算出する。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 一般枠

令和 3 年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で 30 パーセント以上 50 パーセント未満減少している事業者

算出方法	1 事業者当たりの交付上限額	
令和元年又は令和 2 年の比較月の月間売上から、令和 3 年の対象月の月間売上を差し引いた金額	中小法人等	10 万円を上限
	個人事業者等	5 万円を上限

イ 酒類事業者枠

- (ア) 令和 3 年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で 30 パーセント以上 50 パーセント未満減少、又は、令和 3 年対象月及び前月の月間売上が、前年又は前々年の同月比で 2 ヶ月連続して 15 パーセント以上減少した酒類販売事業者等

算出方法	1 事業者当たりの交付上限額	
令和元年又は令和 2 年の比較月の月間売上から、令和 3 年の対象月の月間売上を差し引いた金額	中小法人等	20 万円を上限
	個人事業者等	10 万円を上限

- (イ) 令和 3 年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で 50 パーセント以上 70 パーセント未満減少した酒類販売事業者等

算出方法	1 事業者当たりの交付上限額	
令和元年又は令和 2 年の比較月の月間売上から、令和 3 年の対象月の月間売上及び国の月次支援金の受給可能額を差し引いた金額	中小法人等	20 万円を上限
	個人事業者等	10 万円を上限

- (ロ) 令和 3 年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で 70 パーセント以上 90 パーセント未満減少した酒類販売事業者等

算出方法	1 事業者当たりの交付上限額	
令和元年又は令和 2 年の比較月の月間売上から、令和 3 年の対象月の月間売上及び国の月次支援金の受給可能額を差し引いた金額	中小法人等	40 万円を上限
	個人事業者等	20 万円を上限

- (ハ) 令和 3 年対象月の月間売上が、要請等の影響により、前年又は前々年の同月比で 90 パーセント以上減少した酒類販売事業者等

算出方法	1 事業者当たりの交付上限額	
	令和元年又は令和 2 年の比較月の月間売上から、令和 3 年の対象月の月間売上及び国の月次支援金の受給可能額を差し引いた金額	中小法人等
個人事業者等		30 万円を上限

- (2) 創業の時期その他の事情により、(1)の規定により難しい場合における交付額の算定方法は、知事が別に定める。

第 5 交付の申請

- (1) 提出書類
- ア 申請書（様式第 1 号）
 - イ 誓約書（様式第 2 号）
 - ウ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第 6 申請の取下げ

申請の取下げは、様式第 3 号を提出するものとする。

第 7 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、第 5 に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めるときは、応援金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を交付する。
- (2) (1)の規定による応援金の交付決定及び額の確定通知は、様式第 4 号により行うものとする。
- (3) (1)の規定により、不相当と認められたときは、応援金の不交付決定を行い、交付しない。
- (4) (3)の規定による応援金の不交付決定通知は、様式第 5 号により行うものとする。

第 8 応援金の返還

- (1) 知事は、申請者が応援金の申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき、応援金の交付決定を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、応援金の交付決定を取り消した場合において、既に応援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (3) 応援金の交付を受けた対象月において、協力金及び他都道府県における同様の一時金等の給付を受けた者は、速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) 知事は、(3)の報告があった場合には、必要に応じて応援金の返還を命ずるものとする。

第 9 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第 8 により応援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、応援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (2) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた応援金の額に充てられたものとする。
- (3) 申請者は、応援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

第10 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後7年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第11 検査及び報告

- (1) 知事は、応援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

令和 年 月 日

静岡県知事 殿

静岡県中小企業等応援金交付申請書

静岡県中小企業等応援金の交付を受けたいので、同交付要綱第5の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 **申請者の事業形態**
（法人、個人の別）
（個人の場合、青色申告、白色申告の別）
- 2 **申請者情報**
氏名・名称（法人の場合は法人番号）
（個人の場合）生年月日、自宅住所
（法人の場合）資本金の額、従業員数
（共通）本店又は主たる事務所の所在地、連絡先電話番号
- 3 **振込先口座（法人の場合は、法人名義の口座）**
金融機関コード・名称
支店コード・名称
口座種別（普通、当座）
口座番号
口座名義
フリガナ
- 4 **対象月・申請区分**
対象月・一般枠、酒類事業者枠の別
- 5 **申請額**
- 6 **売上金額（月ごと）確定申告書上での事業収入を記載（事業収入がない方は業務委託契約等収入を記載）**
2021年対象月売上額
比較年度（2019年、2020年）
比較年度の対象月売上額

【一般枠・酒類事業者枠共通】

静岡県中小企業等応援金の申請に関する誓約書

私は、静岡県中小企業等応援金（以下「応援金」という）の申請にあたり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、応援金の申請の取り下げ、応援金の返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

1. 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
2. 応援金の申請にあたり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
3. 「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」を申請しておらず（交付を受けておらず）、今後も申請しません。
4. 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに書類提出に応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
5. 2021年3月31日時点で事業を営んでおり、申請日時点で倒産・廃業していません。また、本応援金の交付を受けた後も事業を継続します（する意思があります）。
6. 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団等」という）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また暴力団等は経営に一切参画していません。
7. 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団等に該当しないことを確認するため、静岡県警察に照会を行うことに同意します。
8. 酒類事業者枠で申請する場合、酒類製造免許又は酒類販売業免許を有していることを確認するため、国税庁に照会を行うことに同意します。
9. 国や地方公共団体等が実施する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への補助金、支援金等の交付事務に関し、情報提供を求められた場合には、本応援金の申請情報を提供することに同意します。また、申請内容の虚偽や不正が疑われる場合は静岡県警察に照会を行うことに同意します。
10. 提出書類である確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類（日付、取引先、取引内容、取引金額が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等）及び通帳等の証拠書類を電磁記録等により7年間保存します。

令和 年 月 日

（法人の場合）本店所在地／（個人の場合）住所 _____

（法人の場合）法人名／（個人の場合）屋号 _____

代 表 者 役 職 ・ 氏 名 _____

様式第3号（第6関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

令和 年 月 日

静岡県知事 様

（住所）

（名称）

（代表者氏名）

静岡県中小企業等応援金に係る申請の取下げについて

令和 年 月 日付で提出した静岡県中小企業等応援金に係る申請を取り下げます。

様式第4号（第7関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号

令和 年 月 日

（名称）

（代表者氏名） 様

静岡県知事 川勝 平太

静岡県中小企業等応援金交付決定通知兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった静岡県中小企業等応援金の交付については、静岡県中小企業等応援金交付要綱第7の規定に基づき、次のとおり交付を決定及び確定しましたので通知します。

記

- 1 交付対象月： 令和〇年〇月
- 2 交付決定（確定）額： 〇〇円
- 3 比較月の売上額： 〇〇円
- 4 対象月の売上額： 〇〇円
- 5 交付対象額： 〇〇円

様式第5号（第7関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号

令和 年 月 日

（名称）

（代表者氏名） 様

静岡県知事 川勝 平太

静岡県中小企業等応援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった静岡県中小企業等応援金の交付については、静岡県中小企業等応援金交付要綱第7（3）の規定に基づき、不交付を決定しましたので通知します。

記

- 不交付対象月 : 令和〇年〇月
- 不交付決定理由 : 〇〇〇であるため